

実務経験として「認められる工事種別・工事内容」-1

工事種別	工事内容
河川工事	河道掘削(浚渫工事)、築堤工事、護岸工事、水制工事、床止め工事、取水堰工事、水門工事、樋門(樋管)工事、排水機場工事、河川維持工事(構造物の補修)等
道路工事	道路土木(切土、路体盛土、路床盛土)工事、路床・路盤工事、舗装(アスファルト、コンクリート)工事、法面保護工事、中央分離帯設置工事、共同溝工事、防護柵工事、防音壁工事、排水工事、橋梁(鋼橋、コンクリート橋、PC橋、斜張橋、つり橋等)工事、歩道橋工事、トンネル工事、カルバート工事、道路維持工事(構造物の補修)等
海岸工事	海岸堤防工事、海岸護岸工事、消波工工事、離岸堤工事、突堤工事、養浜工事、防潮水門工事 等
砂防工事	山腹工工事、堰堤工事、溪流保全(床固め工、帯工、護岸工、水制工、溪流保護工)工事、地すべり防止工事、がけ崩れ防止工事、雪崩防止 工事等
ダム工事	転流工工事、ダム堤体基礎掘削工事、コンクリートダム築造工事、ロックフィルダム築造工事、基礎処理工事、原石採取工事、骨材製造 工事等
港湾工事	航路浚渫工事、防波堤工事、護岸工事、けい留施設(岸壁、浮棧橋、船揚げ場等)工事、消波ブロック製作・設置工事、埋立工事等
鉄道工事	軌道盛土(切土)工事、軌道路盤工事、軌道敷設(レール、まくら木、道床敷砂利)工事(架線工事を除く)、軌道横断構造物設置工事、鉄道 土木構造物建設(停車場、踏切道、橋、トンネル)工事等
空港工事	滑走路整地工事、滑走路舗装(アスファルト、コンクリート)工事、滑 走路排水施設工事、エプロン造成工事、燃料タンク設置基礎工事等
発電・送変電工事	取水堰(新設・改良)工事、送水路工事、発電所(変電所)基礎工事、ピット電線路工事等

実務経験として「認められる工事種別・工事内容」-2

工事種別	工事内容
上水道工事	取水堰(新設・改良)工事、導水路(新設、改良)工事、浄水池(沈砂池)設置工事、配水池設置工事、配水管(送水管)敷設工事等
下水道工事	管路(下水管・マンホール・汚水柵等)敷設工事、管路推進工事、ポンプ場設置工事、終末処理場設置工事等
土地造成工事	土地造成・整地工事、法面処理工事、擁壁工事、排水工事、調整池工事等
農業土木工事	圃場整備・整地工事、土地改良工事、農地造成工事、農道整備(改良)工事、用排水路(改良)工事、用排水施設工事、草地造成工事、土壤改良工事等
森林土木工事	林道整備(改良)工事、擁護工事、法面保護工事、谷止工事、治山堰堤工事
公園工事	広場(運動広場)造成工事、園路(遊歩道・緑道・自転車道)整備(改良)工事、野球場新設工事、擁壁工事等
地下構造物工事	地下横断歩道工事、地下駐車場工事、共同溝工事、電線共同溝工事 情報ボックス工事等
橋梁工事	鋼橋梁上部(桁製作・運搬・架設・床版・舗装)工事、PC橋上部工事、橋梁下部(橋台・橋脚)工事、橋台・橋脚基礎(杭基礎・ケーソン基礎)工事、耐震補強工事等
トンネル工事	山岳トンネル(掘削工、覆工、インバート工、坑門工)工事、シールドトンネル工事、開削トンネル工事、水路トンネル工事等
鋼構造物塗装工事	鋼橋塗装工事、鉄塔塗装工事、樋門扉・水門扉塗装工事、歩道橋桁塗装工事事等
薬液注入工事	トンネル掘削の止水・固結工事、シールドトンネル発進部・到達部地盤改良工事、立坑底盤部遮水盤造成工事、推進管周囲地盤補強工事、鋼矢板周囲地盤補強工事等

土木施工の実務経験として「認められない工事・業務」など

1. 「土木」について

- ・建築工事(建築工事におけるPC杭・RC杭・鋼杭・場所打ち杭の基礎工事を除く)
- ・建築解体工事
- ・外構工事、囲障工事(フェンス、門扉等)
- ・ビル・住宅等の宅地内における給排水設備等の配管工事
- ・浄化槽工事(パーキングエリアや工場等の大規模な工事を除く)
- ・造園工事(園路工事、広場工事、擁壁工事等を除く)、植栽工事、植樹工事、遊具設置工事、修景工事
- ・墓石等加工設置工事
- ・除草作業
- ・除雪作業
- ・埋蔵文化財発掘調査
- ・路面清掃作業
- ・地質調査のためのボーリング工事、さく井工事
- ・架線工事(ケーブル引込みの工事を含む)
- ・タンク・煙突・機械等の製作および据付工事(基礎工事を除く)
- ・鉄塔工事(基礎工事および発電・送変電工事の鉄塔工事を除く)
- ・生コン、生アスコンの製造および管理
- ・コンクリート2次製品の製造および管理
- ・道路標識の工場製作、管理
- ・鉄管・鉄骨の工場製作(橋梁、水門扉を除く)
- ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない単純な労務作業等(単なる土の掘削、コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等)

2. 「鋼構造物塗装」について

- ・建築塗装及び建築付帯設備(外構、囲障、階段、手すり等)の塗装、鉄骨塗装、道路標識柱塗装、信号機塗装、ガードレール塗装、広告塔塗装、煙突塗装、街路灯塗装、落石防止網塗装、プラント・タンク塗装、機械等の冷却・給油管等の塗装、各種管の内面塗装等の工事、その他(土木構造物塗装工事とは認められない工事)
- ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない単純な労務作業等(単に塗料を土木構造物に塗布する作業等)

3. 「薬液注入」について

- ・地盤以外の各種構造物に対する薬液注入工事
- ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない単純な労務作業等(単に薬液を注入するだけの作業等)

4. 設計(積算を含む)・計画・調査のための測量の業務(施工のための工事の測量は除く)

5. 設計(積算を含む)、計画、調査、現場事務、営業等の業務

6. 研究所・学校(大学院等)・訓練所等における研究、教育および指導等の業務

7. アルバイトによる作業員としての経験

土木工事でなければ認められません。

● 提出する際の注意点

★参考書・問題集の記述文の丸写しは採点されず失格となります。あくまで参考に留め、実際に経験した工事の内容を記述して下さい。

★会社名・氏名・FAX番号・メールアドレスを必ず記入してください。

下記の内容をよく読んで記述して下さい。(減点対象項目)

①鉛筆(HB又はB)を使い手書きで作成して下さい。

★パソコンの使用は禁止

②文字は上下左右の罫線から、はみ出しがないように記入し、1行の最後まで 使い空白を作らない。記述スペース(行数)の増加要注意。

③乱暴な文字、くせ字は、減点対象となるので丁寧に書くこと。

④工事件名、工事概要に使えないものは採点されません。

建築→建築工事 土木→土木工事 管工事→管工事・設備工事

⑤要点を箇条書きでまとめること。簡潔でわかりやすい記述になります。

● 完成後の添削を受ける記述文の送付方法

① 記述文をスキャンしてPDFで送る。

★info@sekou-net.jp にメール送信願います。

② 記述文をFAXで送る。

★FAX送り先: 03-6300-5919

● 申込の締切までにお送りください。

● 記述文受け渡しはメール又はFAXのみとなります。

★完成文未着のトラブル防止の為ご理解願います。